

# 三重県剣道連盟表彰規則

## 〔趣旨〕

第1条 この規則は、三重県剣道連盟（以下「三剣連」という。）に加盟し、目的達成のために貢献した者及び各種大会において抜群の成績を収め、他の模範となった者等について表彰する。

## 〔表彰の種類〕

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当し、常任理事会で承認を得た後、会長が表彰する。

### （1）剣道功労者及び団体

- ①多年にわたり三剣連の発展に貢献し、顕著な功労があった者及び団体
- ②多年にわたり市町村等において剣道の振興普及に多大の功労があった者及び団体
- ③多年にわたり三剣連に協力し、多大の功労があった者及び団体

### （2）優秀選手及び団体

- ①国際的、全国的な大会に入賞した者及び団体
- ②東海大会以上で優勝した者及び団体
- ③永年、県を代表して活躍し、功労があった者及び団体

## 〔表彰の上申〕

第3条 支部長又は加盟団体の代表者は、第2条に該当する者又は団体等を認めたときは、別記様式「表彰上申書」により上申する。

## 〔表彰の授与〕

第4条 表彰は、表彰状を授与する。ただし、副賞（記念品、賞金等）を併せて付与することができる。

## 〔表彰の時期〕

第5条 表彰は原則として毎年1回、連盟の稽古始め、稽古納め会に行う。ただし、特に必要があるときは、その都度行うことができる。

## 附則

- 1 本規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成29年6月1日 一部改正

別記（第3条）

## 表 彰 上 申 書

支 部 名 等				
表 彰 の 種 類				
被 表 彰 者 等	氏 名 (団体名)		年 齢 段 位	
	住 所		電 話	
功 勞 等 の 内 容				
特 記 事 項 そ の 他				

上記のとおり三重県剣道連盟表彰規則にもとづき表彰を上申します。

平成 年 月 日

代表者氏名

印

三重県剣道連盟会長 様